

---

## 平成22年度第2回石狩市市民参加制度調査審議会

**日 時** 平成22年11月11日(木) 午後6時30分～午後7時55分

**場 所** 市役所本庁舎5階 第1委員会室

**出席者** 傳法公麿会長、渡邊信善副会長、佐々木春代委員、柴田由美子委員、砂子タケ子委員、西野悦子委員、山本勝美委員、浅井秀樹委員、大森千鶴委員、松永大委員、三島照子委員、向井邦弘委員(欠席:西陽子委員、細川修次委員、丸山孝志委員)

**【事務局】** 企画経済部長 佐々木隆哉、協働推進・市民の声を聴く課長 上ヶ嶋浩幸、協働推進・市民の声を聴く課主査 田村奈緒美、清水千晴

**傍聴者** 0人

=====

### 【傳法会長】

それでは皆さんお揃いのお集まりですので、これより平成22年度第2回石狩市市民参加制度調査審議会を開会いたします。前回は6月17日開催でしたが、その時には次回を9月くらいを予定しておりました。しかしいろいろな都合によりこの時期になりましたことをご了承いただきたいと思っております。

それでは、早速はじめさせていただきますが、最初に出欠の状況を申し上げます。本日は細川委員と丸山委員が所用によりご欠席ということになりました。それから西委員は少し遅れていらっしゃるということです。また、浅井委員が7時くらいでご退席という申し出を受けております。

第1回の審議会の時に欠席されておりました大森委員が本日お越しいただいておりますので、自己紹介をお願いします。

### 【大森委員】

皆さんこんばんは。最初の説明会のときにお会いした方もいらっしゃると思いますが、今日、初めてお会いする方もいらっしゃるって、私は初めて審議会の委員をさせていただきますので、全くわからないことだらけです。ご指導をいただきながら参加させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

### 【傳法会長】

よろしくお願いたします。この場では指導をするようなことはなくて、市政を進めていくにあたって市民の声を反映していくということでございますので、どうぞ市民の感覚で自由に声を出していただけたらと思っております。

今日の議題は、お手元の会議次第にありますとおり2つの項目がございます、職員研修のご報告をいただくということと、もうひとつが個別事案の検討ということでございます。これは具体的な案件を通しまして市民の声をどのように反映していけば良いのか検討してみても良いのではないかと、前回の審議会からの答申を受けての案件の紹介になります。私自身もどのように進めていけばよいのかわからないところもありますが、私なりにこの案件をよく見させていただいて、取り組みの

仕方、市の事業の進め方について、ひとつの方向がきちんと出ていると思いますので、この案件を検討する中でご意見をお出しいただきたいと思います。

どのくらいの議論ができるかわからない状態ではありますが、今日は8時くらいを目途に終了したいと思っておりますので、円滑な審議を進めるために皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

資料1の職員研修について事務局よりご説明をお願いします。

**【事務局（田村主査）】**

資料の2ページをご覧ください。今年度実施しました市民参加制度に関する職員研修の報告をさせていただきます。この研修は第4次審議会からの答申をもとに今年度改定をしました市民参加マニュアル2010を使いまして、制度全般についての説明を行ったほか、どのような手続を採用すればいいのか、いつごろ手続を実施したらいいのかといったような具体的な内容について、過去に実施した事例を用いながら説明を行っております。実施の状況は資料1の表にあるとおりですが、厚田と浜益の両支所で1回ずつ、本庁舎で2回の計4回実施しまして、参加人数は延べ67人になります。委員の皆さまにもご参加をお願いしましたところ、参加いただきました委員は、山本委員、三島委員、松永委員の3名です。研修の内容や効果的な研修の方法についてご意見がございましたらぜひお聞かせいただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。制度の改善や今後の議論の参考となるように、当日研修で出されました質問と私どもで回答いたしました内容を資料に掲載しておりますのでご覧ください。研修のご報告は以上です。

**【傳法会長】**

資料1の職員研修の実施状況についてご説明をいただきました。

最初に委員の皆さんにお願いします。議事録作成のために録音しておりますので、私が指名をしましてからご発言いただきたいと思っております。マイクもついておりますが、できるだけ大きな声でご発言をいただけたらと思っております。

それでは、職員研修についてご意見やご質問などがあればお出しいただきたいと思っております。

**【松永委員】**

私は7月21日の10時から参加させていただきましたが、その時は13名の参加でした。最終的に4回で67名の参加ということで、事前に職員には研修があることのお知らせがあったと思っておりますが、参加対象は全員でしょうか。

**【事務局（田村主査）】**

対象は全職員です。職員は497人おりましてそのうち67人の参加ですので14パーセント程度の参加率になります。研修会開催の周知は全職員にメールを送信して行っております。

**【松永委員】**

13時から31名の参加ですが、職務もありますから出られない方もいるかとは思いますが、研修にはもっとたくさんの職員が参加するものかと思いましたが。一般企業であれば研修の参加は必須ですので、この程度の参加であれば無くてもよかったのかというのが私の印象です。

**【傳法会長】**

同時に出ておられた三島委員はどのようにお考えでしたか。印象、その他どうぞ。

**【三島委員】**

---

印象は参加が非常に少ないということと、市民参加手続が必要な案件というのは、市役所としてはパブリックコメントとするにしても、審議会に諮問するにも、個々ではなくて組織で動くと思いますので、一般職員を対象とした研修は必要ないのではないかと思います。部長職や課長職の方たちがきちんとわかっていれば指導できるのと新入職員の方が石狩市にはこのような制度があるということ一度研修を受けていればそれで良いのではないかと思います。

**【傳法委員】**

事務局としてはこの数字を見て予想どおりという印象だったでしょうか。

また、他の委員の皆さんはどのようにお感じになったでしょうか。

**【佐々木委員】**

市民参加を目的とした研修の位置付けはどうだったかが一番大きいのではないかと思います。1年ですべての職員が受けるようにするのか何年かに分けるのか、そして、市民参加手続を使うかどうかではなく、職員としてこのような制度があるということや市民がどう考えているかということを持って仕事をしていかなければならないので、そのような意識を持ってもらうためのものなのか、それとも手続を行うときの技術的なものを研修するのかということがあると思います。基本的には市民参加を全員が意識していなければいけません、市役所の仕事はいろいろありますから、日々の仕事で即関わるものと関わらないものがありますよね。ですからレベル分けしてやっていって、最終的には全員が受けるような形でやってほしいと思います。研修のプログラムはどのようになっていましたか。

**【事務局（佐々木部長）】**

いくつかご指摘をいただきましたが、参加率については一応全員参加可という状態にはしていますが、もとより執務時間内ですから我々としてはこの程度であろうと思っています。現実的に各課から1、2名出てくるというレベルで妥当なところだろうと思います。それから管理職と新人に分ける話もありましたが、新人には毎年、新任職員研修の中で市民参加制度の話や考え方の話を市民協働なども含めて研修の機会を持っております。また、管理職に対しての研修はこれまで実施しておりませんでしたので、これについては今後の検討材料だと思っています。研修の位置付けについてですが、これまで制度ができたとき、制度の改正などをしたときには考え方も含めた研修の機会を持ってきましたが、今回は過去に職員に対してアンケートをとったときに実務的な知識を身につけるような研修をやってほしいというようなニーズが非常に多くあるものですから、それに応えるような形で、意識付けというよりは技術的なことを身につける必要があると思っている人を対象に研修の機会を設けるという趣旨でやってきております。

**【佐々木委員】**

職員アンケートの結果を受けて実施したということを共通認識にしておいたら良いと思いました。

**【傳法会長】**

研修会は、ほぼ毎年やっていましたね。

**【事務局（佐々木部長）】**

昨年はできなかったのですが、それ以外は毎年やっています。

**【傳法会長】**

そうでしたね。それで同じように参加者が少ないというのは以前にも問題として話題になっていた

ことがありました。ただ、組織としてはどのように伝わるかが配慮されていれば、必ずしも全員参加ではなくても良いと思います。今回は市民参加手順マニュアルが改定されたということの周知も含めていいますので、そこが伝われば良いのかなという気がしました。

【三島委員】

いろいろな意見を聴いて、今後どうなさるおつもりですか。

【事務局（佐々木部長）】

管理職になればある程度理解しているはずですが、あらためて意識を持ってもらうのと同時に、基本的なことを再確認してもらうという機会はこれから考えるべきかと思いました。

【三島委員】

具体的には全庁メールで流して毎年1回研修をしています。今後続けていくのか、違う形で実施するのは次年度に考えるという話になりますか。

【事務局（佐々木部長）】

全員を対象にする必要はないという考え方もありますが、聞きたいという人もいます。管理職については指名研修で、それ以外の人でも希望があれば聞いてもらうという形が一番現実的かと思います。

【砂子委員】

数だけ見れば少ない感じもしますが、市の業務が一番大切だと思いますので、課から代表者が出て、それを課に持ち帰って都合の良いときにみんなで研修して全員に行きわたれば、それで有効かと思います。

【傳法会長】

組織の利点を使うという意味ですね。

【松永委員】

皆さんがおっしゃるとおりで、各部署から何名か出て、そこから落としていけば良いと思いますが、一市民とすると事務作業だけではなくて市民のために仕事をしているということを念頭に置いてやっていただければ良いのではないかと思います。

【傳法会長】

それはご要望ということでよろしいですか。

【松永委員】

はい。

【傳法会長】

ありがとうございました。今回は職員研修の実施状況のご報告でございます。今までいただいたようなご意見等を次に活かしていただければと思います。

今、西委員がご欠席という連絡が入りましたので、本日はこれで全員揃ったということです。

それでは、今日の大きな議題であります個別事案の検討についてですが、皆さん、前回の資料はお持ちいただいていますか。なければ事務局からお渡しします。それでは事務局お願いします。

【事務局（田村主査）】

それでは第2回の資料の3ページ、資料2をご覧ください。個別事案の検討について説明をさせて

---

いただきます。会長と事務局で検討させていただきました結果、平成21年度に実施しました結果、『石狩市教育プラン・子ども読書活動推進計画の策定』を検討していただく事例として選択いたしました。この事案を選択しました理由は、パブリックコメント手続での意見の件数が多かったこと、市の検討結果が多様であったことです。この案件で取り入れました手続の手法は、市民会議とパブリックコメント手続の2つです。

市民会議は既存の『いしかり子ども総合支援会議』で、全体会議を3回、コアメンバー会議を3回開催しましてご意見をいただいております。市民会議ですから、メンバー固定制ではありませんが、概ね固定されたメンバーで議論されておりました。市内の子育て支援関係団体、教育関係機関、児童福祉関係機関、学識経験者、行政職員、一般公募などで、メンバー構成されています。子育てや教育に精通するメンバーが多い会議ですが、一般公募も含まれておりました。幅広い意見が聴けるメンバーで構成されているのではないかと思います。

パブリックコメント手続は、平成21年12月1日から12月28日までの期間実施いたしました。今回、別冊でお渡ししております厚い資料の資料3は、昨年実施しましたパブリックコメント手続において資料として提示したものです。あい・ボードや担当窓口で配布したほか、市役所1階情報公開コーナー、市HPで閲覧できるようになっております。意見の提出者は5名でした。意見等の件数は34件になります。いただいた意見の検討結果は、採用が11件、一部採用が4件、不採用が9件、記載済が1件、参考が3件、その他が6件です。第1回の資料の32ページをご覧ください。32ページから40ページまでがパブリックコメント手続においていただいた意見とその結果をまとめたものです。左の列が市民の皆さんからいただいた意見の内容、中央の列が市の検討結果、右の列が検討結果を判断した理由となっております。こちらの検討結果は、市役所1階情報公開コーナーと市HPで公表するとともに、意見をお寄せくださった方に対しては個別に送付してご覧いただいております。今回議論していただくものは、すでに終了している案件ですので、これからこの案件について修正しようというものではありませんが、今後、市にお寄せいただいたご意見をどのように検討していくか、また公表していくときにどのような点に注意していくかというようなことを、各所管に対して申し送りしていきたいと考えておりますのでご意見をお願いしたいと思います。

**【傳法会長】**

資料のご説明をいただきましたが、この事例をなぜ検討するかという理由はおわかりになりましたでしょうか。かなりたくさん意見をいただいて、それに対して非常に丁寧に答えていますが、そのような特徴なども考慮に入れて、この案件を選択したということです。それではご質問などはありませんでしょうか。

**【浅井委員】**

手続の手法の(1)市民会議について開催状況の表がありますが、細かい話で恐縮ですが、コアメンバー会議が第1回、第3回、第5回となっておりますが、第2回、第4回もあったのでしょうか。

**【事務局（田村主査）】**

こちらの子ども総合支援会議は既存の市民会議で、教育プラン以外にも議論している会議ですから、第2回、第4回ももちろん開催されておりました。その際には教育プランとは別の議論をしています。

**【浅井委員】**

わかりました。もう1点ですが、子ども総合支援会議も市の審議会ということかと思いますが、コアメンバーと全体会議を分けている意味を教えてくださいたいのと、メンバー構成に一般公募者などとなっていますが、一般公募者は何人含まれていたのでしょうか。

【事務局(田村主査)】

この会議は審議会ではありませんので、基本的にはメンバーが固定制ではありませんが、ご登録をいただいているメンバーで一般公募の方はおひとりと記憶しています。もし、会議に参加したいという方がいらっしゃれば公募の方でも参加することは可能な会議です。コアメンバー会議と全体会議の違いは、登録されている方がお集まりになる会議で、コアメンバー会議は教育機関の方や学識経験者、行政職員などで構成されていて、その方たちに専門的なことや全体会議のための議論をしていただくような形でやっていました。

【三島委員】

コアメンバー会議があって、全体会議を開催するのですか。

コアメンバー会議の人数は決まっていますか。一般公募は入っていますか。

【事務局(田村主査)】

コアメンバー会議は一般公募は入っていませんで、メンバーは最大10人でした。

【三島委員】

コアメンバー会議は一般公募をしたのですか。

【事務局(田村主査)】

全体会議の中からメンバーを選んでいると思われまますので、一般公募はしていないはずです。

【三島委員】

会議の参加人数はどれくらいだったのですか。

【傳法会長】

それは市民の参加ということでしょうか。全体ということであれば、資料の表に参加人数と意見交換の内容が書かれていますね。

【三島委員】

わかりました。

【松永委員】

市民会議は今後も継続されるのでしょうか。

【事務局(田村主査)】

いしかり子ども総合支援会議は、教育プランに限らず子育てなど、いろいろなことを検討している会議ですので、現在も月に1回程度、ほぼ定期的で開催されています。

【松永委員】

教育プランのことについてしか話さない会議ですか。

【傳法会長】

いしかり子ども総合支援会議ですから、教育とは限らないですよ。ただ、昨年度の5回目と6回目には教育プランについてご意見をいただいたということです。

【事務局(田村主査)】

---

---

はい、そうです。

【松永委員】

今後、コアメンバーの募集はしないのですか。

【事務局（田村主査）】

検討される案件によってコアメンバー会議をするのかどうかやメンバー構成は変わると思われま  
す。コアメンバーというものを公募することはありませんが、どなたでもご参加いただける会議です  
ので、開催についてはあい・ボードなどのご案内しておりますから、ご都合のよいときにお越しいた  
だければご参加いただけますし、傍聴も可能です。

【松永委員】

これは審議会ではないのですね。

【事務局（田村主査）】

こちらは審議会の位置付けではありませんので、報酬などの支払いもありません。

【松永委員】

私も小学生の子どもを持つ親として参加してみたいと思いました。若葉小学校と紅葉山小学校が統  
合して、若葉小学校はそのままで紅葉山小学校が若葉小学校に行くことになりましたが、そういう決  
定は教育委員会でするものなのですか。

【事務局（佐々木部長）】

最終的には教育委員会の決定ですが、平成19年1月にパブリックコメントをやっておりまして、  
その時に、両方を廃校にして、旧若葉小学校の校舎を残して、そこに新しく双葉小学校をつくるとい  
う内容についてご意見を伺っています。

それから市民会議の位置付けを補足させていただきますが、子ども総合支援会議は、子育て施策全  
般をメインに検討する会議で、これについてはずっと存続していますけれども、教育プラン策定時は  
福祉的観点からの検討も必要であろうということがありまして、教育プランの内容を、子ども総合支  
援会議の中でも検討していただいたということになっています。子育て支援会議自体はどなたでも参  
加していただいてご発言もいただけますが、コアメンバー会議は子ども総合支援会議にご登録いた  
っているメンバーの中から特に決まった人だけをピックアップしてそこで検討するということにな  
りますので、コアメンバーには公募というような概念はないということになります。

= 浅井秀樹委員 退席 =

【傳法会長】

先ほどの双葉小学校の件は個別の案件ですから、これからの審議からは外させていただきますので  
お許しいただきたいと思います。

私と事務局とで検討して、この案件をご紹介した私なりの意見としては、石狩市が行っている事業  
というものがどのように論理的に組み立てられているかは教育プラン案を見ていただくと、非常にき  
ちんと組み立てられているのが分ります。市民会議などで検討されているというようなことなどにつ  
いても、どのような経過で審議されているのかということがきちんと紹介されていることと、そして、  
市民の声をどのように事業に反映させようとしているかということなどがきちんと公表されていて、

しかも、意見を出したご本人にもその結果が返されているというステップを見ていて、行政がひとつの事業をするにあたってどのようなステップを踏んでいるかをわかっていただくと、市民の声もどのように市政に反映されているかがわかりますので、この案件を出させていただきました。

余計なことですが、私は教育に携わっているものですからちょっとだけ紹介させていただいてよろしいでしょうか。石狩市教育プラン(案)をご覧いただきたいと思います。事業が論理的にどう組み立てられているのかを見ていただくには目次を見ていただくといいですね。ここに第1編序論と書いてありますが、ここに教育プランの基本的な考え方としては、今までの計画を引き継いでこれからの10年間をどのように進めていくのかが盛り込まれております。それから次の事業をするためにはきちんとした考え方が必要ですから、第2編の基本構想の中に入れておきまして、理念を出し、石狩市の進むべき方向性を示しております。そして、資料編として基礎的な資料の中に掲載されていて、この方向性というものが理解できるようになっています。第3編には基本計画が載っております、28ページ、29ページをご覧いただきたいと思いますが、一番左側に大きな3つの基本構想があり、これを達成するために、大項目というのがその右側に書いてあります。これは10年間位を目途にしている大きな構想です。これらを実現するためにはだいたい5年くらいを目途にして中項目という施策をつくっております、それから、1、2年、または直ちにできるというようなものについては小項目の施策としてつくっております、これらは過去の資料に基づいてつくっております。私は大学の中で専門職の人間を教育しているのですが、そういったものを組み立てていくときには、目先ではなくてきちんとした大きな目標を持って、それに向かって着実に進んでいくことが大切というような説明をしております。そういう意味では、基本的な考え方が教育プランにはきちんと検討されて書かれているということと、市民会議を開き、パブリックコメント手続を行って、意見をお出しいただいた方にはきちんとお返ししているということで、石狩市の教育プランがどのような過程で出来上がってきたかを見ていただける内容になっているということです。今日は具体的には、前回の審議会資料の32ページ以降に、市民の方からいただいたご意見に対する検討結果と、その内容について書かれているものをお読みいただいて、何かご意見等々があればいただきたいと思っております。余計なことですが、私からもご紹介をさせていただきましたが、私に対するご質問はありますか。

【松永委員】

私もこの教育プランを何度も読み返して、子を持つ親としても、一市民としてもすごいプランだと思いました。職員だけでなく、子も親も一般市民もやっていかなければ実現できないと実感したところですが、理念は変わらないと思いますが、実施する施策についてはマイナーチェンジやフルモデルチェンジが考えられるのでしょうか。

【傳法会長】

私が教育委員会ではありませんからはっきりとは言えないでしょうけれども、そういうことはあり得ると思います。ですから、小項目の中には弾力的に動けるような、1、2年で検討したり達成したりできるような項目を置いていますので、そのようなものは時代の流れに応じて変わっていくものであろうと、市教育委員会に代わって言えばそうなるかと思えます。

【松永委員】

世の中が変われば、この内容も変わっていくと思いますが、教育プランの57ページの1日当たり



---

どれくらいの時間インターネットをしますかというところで、平成26年度の目標としては3.3と20年度より下がっているのですが、この数値と世間一般のインターネットや携帯電話の普及率を考えると減るのはどうなのかという疑問を感じたのが1点ありました。

【傳法会長】

わかりました。それは今のプランに対するご意見ということによろしいでしょうか。

【三島委員】

今のこの場は、教育プランに対して何か言っていくものではなくて、教育プランが出来上がっていく過程で市民参加が十分にされているのかということを検討する場所だと思うのですが、それをまず皆さんに説明してほしいと思います。

【傳法会長】

私から申し上げますが、行政の事業は思いつきでやっている訳では絶対にありません。石狩市がどんなに良いことを考えても憲法とか国の法律とかと違うようなことはできないという仕組みになっています。例えば、子育て支援というようなものがあるとしたときに、国の大きな流れを補完あるいは充実する形であれば市は独自のものをつくれますが、上位のものと違うようなものにつくれない訳です。これらの施策はきちんとした根拠があって、専門家のご意見等もいただいてつくっているということも見ていただくと良いと私は思っています。

【三島委員】

このような案を出されて、パブリックコメントの意見に対して教育委員会がきちんと答えているかということとか、市民参加手続条例に則ってつくっているかとかを見るために、一生懸命にまじめに見ていけばいくほど、計画本体のほうに気がなっていて、私もそうですが松永委員もきっとハマっていったのではないかと思います。パブリックコメントの意見も読んで、計画も読んでということになると、この場所はすごく難しいと思います。

【事務局（佐々木部長）】

皆さんにお願いしたいのは、三島委員がおっしゃっていたように、ご説明したような手続はやってきたけれどもその手続が良かったのかとか、意見に対する答え方が一般市民の目から見て理解できるような内容であったかとか、そのあたりをぜひご議論いただきたいのですが、この計画自体についての疑問などがありましたら、この場で出されても私どもでは答えられないようなものもありますので、それは教育委員会のほうに確認したうえで、次回お答えすることはできますので、気になることがあれば今回お出しいただいても構いません。ただこの計画はすでにスタートしていますから今から変えるということではできませんが、どうしてこのような決め方をしたのかというようなご質問に対しては教育委員会のほうでもたぶん答える準備はしていると思いますので、ご質問があれば、それは次回以降に回答させていただきたいと思います。

【向井委員】

会長と事務局で協議をしてこの案件を選択したということで、パブリックコメントが他の案件ではほんの数件しかない中でこの案件が一番多かったということだと思います。ひとつ疑問に思ったのが、子ども総合支援会議の第3回の全体会議でパブリックコメントの検討結果について1日で検討されたと思いますが、件数がかなり多い中で、この1回の会議で検討できたのでしょうか。

【傳法会長】

経過について事務局からお願いします。

【事務局（田村主査）】

パブリックコメントの検討はまず市役所の担当所管でさせていただいて、その結果については第2回の資料に掲載しておりますが、関係所管にも合議をして決定している内容です。この内容について市民会議の全体会議で一度ご覧いただき、市役所の判断した結果についてご意見を伺ったということで、市民会議の中で検討結果をすべて判断していったということではありません。

【向井委員】

パブリックコメントで意見を出しても不採用になったらどうしてだろうと思うのではないかと思います。不採用になった理由というの書かれていますが、せっかく意見を出したのに不採用ということになるとこれからもパブリックコメントがあったときにどうしようかと思ったりしないか、そのあたりの線引きについて何かお考えはありますか。

【事務局（佐々木部長）】

先ほどの資料説明の中でも申し上げましたが、パブリックコメントの検討結果については一般に公表すると同時に意見をいただいた方には直接お知らせしております、この資料にお出ししているのと同じようなスタイルで、意見の内容、それについて採用なのか不採用なのかという検討結果と、採用、不採用にした理由などをまとめたものをご本人にお渡ししております。それをご覧になって、もし何かあればその時にリアクションがあるのではないかと思います、今のところそのような話は特に聞いておりませんので、満足しているか必ずしも満足はしていないか、そのあたりはわかりませんが、それで一応の終息はしているということで考えております。

【砂子委員】

意見を出した本人には文書でお知らせしているのですか。

【事務局（佐々木部長）】

はい。第1回の資料でお出ししているものと全く同じ体裁のものをお出ししています。ですから、その方のご意見だけではなくて、すべての意見についての採用、不採用を一緒に出していることになります。

【向井委員】

私が心配したのは、何度パブリックコメントに意見を出しても不採用になるということになれば、パブリックコメントに意見を出さない人が増えるのではないかと思います、平均2.7人ということになったのかと。そのあたりの分析はどうでしょうか。

【佐々木委員】

私の意見も言わせていただくと、私も国や札幌市で実施したパブリックコメントに意見を出してみようと思ったことがあるのですが、まじめに考えると意見を出すということはすごく難しいですから、そんなにたくさん出せないのも事実かと思ったり、テーマの問題もありますよね。私は逆に意見を出したのだから採用してもらわなければ困るという考え方があるのは非常に危険だと思います。全体会議などで複数の人がいる中で意見を出していて、そういう時は客観的になりますが、何人かで相談してパブリックコメントに意見を出されている方もいるかもしれませんので一概には言えませんが、思

---

い込みで意見を出されて、そういう意見の一つひとつきちんと答えていますけれどもこれは行政にとって大変なことだと思います。出されている意見の中には、思いつきのように感じられるものもありますね。基本的な理念などで、これはおかしいと思うようなことは言わなくてはならないと思いますが、拡大解釈すればいくらかでも運用でできるものを、重箱の隅を突くようなことはある意味、市民会議のメンバーに失礼だと思いました。もちろん納得出来る意見もたくさんありますけれども、そういうことがあり得るという意味でパブリックコメント自体は否定しませんが運用に関してクエスションマークを持っています。この計画案は市民会議でまとめているわけですね。原案がある程度まとまる前にパブリックコメントを実施して、そこでこのような意見がありましたということで原案をまとめていく方が盛り込みやすいと思います。具体的なものがなければ意見が出しづらいということもあるでしょうから、そのあたりの難しさはあると思いますけれども、行政が時間をつぶして丁寧にやっているということを理解しなくてはいけないし、今、財政が厳しい中で効率的な仕事をしてもらわなければいけないということも我々は市民参加の中で見ていかなければいけないと思います。

【事務局（佐々木部長）】

佐々木委員がおっしゃったような原案をつくる前の段階でいろいろ意見を聴いて、それを基にして原案をつくっていくという手法をとる場合もあります。ただ、その場合、パブリックコメントとはあまり言わないですね。パブリックコメントは原案を提示してそれに対して意見をいただくということが一般的な手続なものですから、石狩市の場合もそのようは使い方をしております。それから、平成18年にパブリックコメントで意見をいただいた方に対するアンケートをとってまして、これは平成17年度と18年度に意見を出したという方々全員からご意見を聴きました。その中には採用された意見もあったし、不採用になった意見もいろいろあったと思いますが、意見に対して市が出した検討結果や理由に対して納得していますかという設問がありましたが、納得しているという方が1人で、ほぼ納得している方が5人で、普通が3人、あまり納得できないという方が2人、そしてまったく納得できないという方はゼロでした。そういうことを考えると、普通よりは納得側の回答になっていると言えらると思います。これまで一人ひとりからいただいたご意見に対して具体的な検討をしてそれぞれに返すということはしておりませんでしたので、そのような手続を経ることによって満足度も比較的確保できているのではないかと判断しております。

【柴田委員】

私も検討結果の内容をよく見ましたけれども、誠実にきちんと回答なさっていると思っていました。

【砂子委員】

いろいろ資料を見ますと行政側も一生懸命に答えていると思います。

【山本委員】

合議先のところに32箇所くらい上がっていますけれども、関係するところにきちんと意見を聴かれているのは非常に良いことだと思って見えています。合議先のほうでは役職者だけが考えているのか、課の職員全体で考えているのか、その考える場合も個別決裁なのか、グループ討議なのかということまで、市民の声を聴く課では確認されているのでしょうか。ただ、合議をしたからそれで良いということになっているのではないだろうかと思ひまして。

【事務局（佐々木部長）】

それぞれのセクションでどのような形をとったうえで合議に応じているかというところまでは確認していないのですが、石狩市役所の一般的な合議のスタイルとして最低でも課長は絶対に見ていて、それぞれの課長は少なくとも納得して判を押しているというのがパターンです。ただ、課長がこれについて疑問を感じた場合は、主査に担当内で検討してほしいとお願いして、担当内で検討してもらってこれで良いと思うということになればそれで判を押す場合もありますし、これではまずいと思えますということになると、教育委員会のほうに行って原案を直してほしいという話をして、原案が直っていることを確認して判を押すというようなパターンもあります。それぞれいろいろなやり方がありますが、間違いなく言えることは、課長は必ず確認のうえ判を押しているということです。

【傳法会長】

組織としてきちんとされているということですね。

【山本委員】

課のほうに教育委員会が説明に来てほしいといった、突っ込んだようなことはなかったのですか。

【事務局（佐々木部長）】

申し訳ありませんがそこまでは把握しておりません。

【渡邊副会長】

この教育プランも事務局が原案づくりに非常に苦勞をしたと思います。原案をつくる段階では教育委員会だけがやっていたのか、各部署からメンバーが集まってつくったのか、この制度を活かすには常に言われている横の連携をいかにとつて、まちづくりに活かしていくかということが重要なポイントになっていると私は思っています。ですから原案づくりから多くのメンバーを集めて練っていくことが必要かと感じております。

【西野委員】

私は昨年、札幌から石狩に引っ越してきたのですが、パブリックコメントを募集するときに、自分から情報がほしいということで市役所のほうに赴かなくてもスーパーなどの身近なところに、意見募集をしますというお知らせとともに資料も置いてありますね。それは非常に素晴らしいと思いました。パブリックコメントに意見を出したからといって、大筋では変更できないということは仕方がないと思いますが、情報公開という意味でも、このようにたくさん周知してほしいと思いました。

【大森委員】

今回の資料の4ページにあった議論のポイントから言うと、手続の手法も提示されている資料も大変丁寧でわかりやすい、素人の私が見てもわかりやすい資料だと思います。そして、行政としてできる限りの周知もされていると思います。あとはそこに積極的に市民が食いつくかどうかだと思いますので、行政側が市民の意見を聴こうという市制も見えますし、私は大変よろしいと思いました。

【傳法会長】

いかがでしょうか。具体的にこの記述がおかしいのではというところがあったでしょうか。私はすごくおもしろいと思ってこれを読んでいました。37ページの25番です。これは不採用になっていますが、一部採用ですよ。先ほど向井委員がおっしゃっていましたが、これは冷たい言い方で書いているのではなくて、できるだけ取り入れようという姿勢で書かれていると思って見ていたのです。25番は上半分については採用していないようですが、下の部分については精神は活かされていると

---

思いましていろいろ検討されて取り入れているなど私は感心して見ていたのです。

これの個々についておかしいところがあった場合に、次に活かしていくということでやっておりますが、進め方として、市民の声を聴く全体的な方向性として、皆さんはどうお考えになったかというあたりもお出しただければうれしいかと思いますが。

【三島委員】

市民参加手続条例ができて、もう8年が経過して、市役所の職員の中にはこのような手続をしなければならないということは、すでに職員皆さんの中にありますよね。たぶん。ここは調査審議会ですが、まだ調査しなければいけないのかということをお聞きしたいと思います。

【傳法会長】

この審議会の役割ということですね。事務局のほうで何かお考えはございますか。

【事務局（佐々木部長）】

じつは、そのようなことも含めて、今回もより良い制度のあり方についてご議論いただきたいということについてこの審議会にお願いをしておりますけれども、その制度の内容として、市民参加のしくみというのがありますし、そのしくみのお目付け役がこの審議会ということになりますから、そのお目付け役の活動をずっとやっていかなければいけないのかどうかという疑問があるとするならば、それも含めてこの場の中でご議論いただくというのは、本来この制度がスタートしたときに考えていた、常に改善を続けるということにも適う方法ではないかと思います。まだ調査しなければならないのかということについては事務局サイドが答えを出すのではなくて、むしろこの中でご議論いただければ良いことかと思います。

【三島委員】

私は2期目で、最初にオリエンテーションで一応教育は受けるのですが、何をするのかわからないでいて、最近やっと落ちてきているというのと、やっと3年目で何をするのかということを考えて見ると、きちんと手続されていることが多いし、検討結果を見ても、行政側はきちんと返していますよね。そうであれば、本当に事細かくやってお目付けしていく必要があるのだろうかと思っているのですが。

それから、市の職員の中にはこの制度が行き渡っているのではないかと思いますけれども、自分たちは市民参加手続の条例に則ってやっているからこれで良いと言い切る人たちも結構いまして、市民側から他の方法について言ったとしても、審議会が一番力があるところなので、そこさえ通せば市民参加ができていますと、逆に悪用されているような雰囲気がないところもない訳ではないので、やはりお目付け役は必要なのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

そういうのが一番良くない話だと思います。制度としては何らかの形が必要ですからその形はつくっておりますけれども、この条例で決めているのは最低のものであるというのが制度をつくったときの考え方で、もっと積極的に市民の皆さまの声を聴くというのはどんどん推奨すべきことだということとは研修などでも常に言っております、仮に制度を盾にして、もっと良い方法があるのにやらないということがあるのであれば、それはお目付けの対象になるかと思います。

【三島委員】

計画をつくっていく上で時間が少ないということが最近多くあると思います。手続をしたくても時間がないということは職員の方にもかわいそうなことだと思いますが、市民参加手続条例に則っているということは言ってほしくないですね。それから、市民の声を聴く課で、ある程度チェックはしていますよね。ですから、チェックがなされていないものだけをこの審議会で議論するとか、もっとこじんまり人数を少なくして、2年ごとに変わるのではなくて専門的な人たちで審査するのはダメなのかということをお聞きしたいと思います。

【傳法会長】

これは将来の審議会のあり方として非常に大きいものを持っていますよね。私はこの審議会に託けて楽をしているというような事例はあまりわからないのですが、そういう事例は、石狩市が全国に先駆けてこの条例をつくり、市民の声を聴くという本来の意図とは大分違うのではないのでしょうか。そういう意味では、この審議会をも含めて、石狩市の市民の声を聴くというしくみをどうしていったら良いのかといったことについては、次回にお話いただくということでいかがでしょうか。この審議会では私たちの任期は2年間ですから、今回は事例をお見せして具体的に検討していただくということをやりましたけれども、このようなやり方も含めて次回で検討していただく。3回目の開催について去年は2月でしたので、できれば本年度も2月くらいでいかがでしょうか。今後の審議会のあり方を含めて、市民の声を聴くためのどのようなしくみがあり得るかということについて、検討することにさせていただきたいと思います。

今日はかなり示唆にとむご意見をたくさんいただいて、かなり煮詰まってきたところだと思います。だいたいの予定の時間になりましたので、今日だけでは決して結論が出るようなものではありませんが、次への大切な道が引かれましたので、ここで終わらせていただきたいと思います。

皆さんよろしいでしょうか。ご質問等々がなければ次回は2月くらいを目途として、近くなりましたら日程調整をさせていただくための文書をお送りすることになると思いますので、事務局のほうにお出しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

今日は大変熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。これもちまして平成22年度第2回の石狩市市民参加制度調査審議会を終了させていただきます。

平成22年12月12日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 傳法 公 磨